

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 サン・ルーム
主たる事務所の所在地	〒882-0065 宮崎県延岡市平田町2347番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 佐藤 勝造
設 立 年 月 日	平成8年10月1日
電 話 番 号	(0982) 38-0298

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	株式会社サン・ルーム高千穂	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事 業 所 の 所 在 地	〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井3380番地1	
電 話 番 号	(0982) 72-4611	
指定年月日・事業所番号	平成22年 3月 8日指定	4572200238
管 理 者 の 氏 名	寺尾 豊子	
通常の事業の実施地域	高千穂町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	年中無休 ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1名（兼務）
サービス提供責任者	介護福祉士 2名（うち1名兼務）
訪問介護員	介護福祉士 1名以上 ヘルパー2級 1名以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	寺尾 豊子 ・ 工藤 千鶴
--------------	-----------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として「介護保険負担割合証」によります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割の場合)
訪問型サービス Ⅰ（1月につき）	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	11,760円／月	1,176円
訪問型サービス Ⅱ（1月につき）	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	23,490円／月	2,349円
訪問型サービス Ⅲ（1月につき）	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援 (事業対象者・要支援2)	37,270円／月	3,727円
訪問型サービス (1回につき)	1月当たりの回数を定める場合	2,870円／回	287円
訪問型生活援助 短時間サービス (1回につき)	生活援助が中心である場合 <u>20分～45分の生活援助</u>	1,790円／回	179円
訪問型生活援助 短時間サービス (1回につき)	生活援助が中心である場合 <u>45分～60分未満の生活援助</u>	2,200円／回	220円
訪問型身体介護 短時間サービス	身体介護が中止である場合 <u>20分未満</u>	1,630円／回	163円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担 (1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	所定単位数の22.4%×10	

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセ

ル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の１００％の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（３）支払い方法

上記（１）及び（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に差し上げます。

- ・口座引き落としは、翌月２０日に手続した口座より引き落としになります。
- ・現金の方は、翌月２０日までに集金に伺います。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	所属医療機関名称	
	利用者の主治医	
	所在地および電話番号	TEL
緊急連絡先	①氏名(続柄)	続柄
	電話番号	自宅 TEL 携帯電話
	②氏名(続柄)	続柄
	電話番号	自宅 TEL 携帯電話

１０．事故発生時の対応

- ① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- ② 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- ③

保 険 者	市 町 村 名	高千穂町
	担 当 部 ・ 課 名	高千穂町保健福祉センターげんき荘 介護保険係
	電 話 番 号	(0982) 73-1717

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任保険 自動車保険	保険会社名	株式会社 KRC 延岡支社
-------------------	-------	---------------

1 1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	工藤 千鶴
-------------	-------

2. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

3 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

4 事業所における虐待防止のための指針を整備します。

5 虐待防止のための研修を定期的実施します。

1 2. 身体拘束について

① 事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。

② 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行います。

1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

③身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います

1 3. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	(0982) 72-4611
	担 当	寺尾 豊子

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	高千穂町 保健福祉総合センター げんき荘 介護保険係	電話番号 (0982) 73-1717
	宮崎県国民健康保険団体連合会	電話番号 (0985) 25-4901

14. 秘密の保持と個人情報の保護について（附属別紙2）

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

15. 非常災害対策

- ① 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ・ 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
 - ・ 防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ・大地震等の自然災害等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に 行います。
- ③ 定期的に避難、その他必要な訓練を行います。
- ・消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

16. 衛生管理と感染症等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④ 感染対策の指針を整備します。
- ⑤ 感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の 訓練を定期的に行います。
- ⑥ 感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ⑦ 厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- ⑧ 感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

17. ハラスメント防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置などを講じます。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 宮崎県延岡市平田町2347番地
事業者名 株式会社サン・ルーム
代表者職・氏名 代表取締役・佐藤 勝造
説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者) 利用者 住所 高千穂町大字

氏 名

(代理人) 署名代行者 住所

氏 名

本人との続柄